

## 仕様書

### 1 目的

千葉市立幕張海浜病院（以下、「発注者」とする。）における窓用カーテン（防災ドレープカーテン、防災レースカーテン）及び間仕切り用カーテン（防災メッシュ付きカーテン）（以下、「カーテン」とする。）を賃借し、定期的に滅菌及びクリーニングを行うことにより、清潔かつ衛生的な病院の環境を保つことで病院の患者サービスの向上に寄与することを目的とする。

### 2 賃貸借期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日

### 3 数量

別紙「賃貸借物件一覧」のとおり

### 4 納入場所

千葉市立幕張海浜病院（千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番地27）

### 5 取付期限

令和8年8月15日

### 6 賃貸借期間開始前の取付及び賃貸借期間満了又は契約解除となった場合の撤去

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始前におけるカーテンの仕立前に、現場において実測を行い、上記5で指定する期限までに取付を完了し、開院に支障のない状態とすること。なお、取付作業は賃貸借期間開始前に実施するものとし、これに要する費用は賃貸借料に含むものとする。また、賃貸借料は賃貸借期間の開始日から発生するものとする。
- (2) 本契約の契約終了又は契約解除となった場合は、受注者は発注者の指示に従い賃貸借物件を撤去・搬出すること。なお、撤去対象はカーテン本体とし、既設カーテンレールは撤去対象外とする。また、これに要する費用は受注者の負担とし、賃貸借料に含むものとする。
- (3) 上記(2)の撤去・搬出における発生材の廃棄にあたっては、「廃棄物処理および清掃に関する法律」に従い、すべて産業廃棄物管理票の写しを提出すること。また、収集、運搬、中間処理場及び最終処分場に関する各種許可証の写しを提出すること。

- (4) 廃棄その他一切の処分を行う場合においては、病院名称の表示部分が第三者の目に触れない方法をとること。

## 7 カーテンの仕様

### (1) 生地及び受注者の義務

- ア 消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性生地を使用すること。また、防災ラベルは、(イ)ラベルのものを使用すること。
- イ 耐光堅牢度は4級以上(JIS L 0842)・洗濯堅牢度は5級以上(JIS L 0844)を使用すること。また、日本紡績検査協会等の公的機関による検査合格証明書を提出すること。
- ウ 抗菌性能を有するものを使用することとし、(社)繊維評価技術協議会で定めた基準に従うこと。
- また、その事実を証するため同協議会のマークを付す又は加工所名、使用した薬品名等どのような加工を行ったかを客観的に証明できる書類(証明書)を提出すること。
- エ 熱湯(60℃)消毒を行って収縮率が幅・丈ともに1.0%以下であること。
- オ JISランドリー法によって30回以上の洗濯に耐えること。
- カ 色彩及び厚み等については、受注者の見本表示に基づいて、発注者の指定したものをを使用すること。

### (2) 縫製

- ア 窓用ドレープカーテン及び窓用レースカーテンは、二つ山の1.5倍ヒダとすること。
- イ 間仕切り用カーテンは、ヒダをとらない1.0倍ヒダとし、原則として同材質のメッシュ入り生地で仕立てること。
- ウ 窓用カーテン及び間仕切り用カーテンは、静電防止糸の混入された生地であり、消防法上防火管理上の基準を満たす発注者が指定する生地で仕立てること。

### (3) その他

- ア カーテン用フックは耐食性を有するステンレス鋼製を使用し、カーテンが脱落せずレールランナーから抜け落ちないように生地に織り込み、生地から外れないように仕立てること。また、交換作業中の事故を防ぐため先端が丸く加工されているものを使用すること。
- イ 縫製カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルをカーテン1枚ごとに縫い付けてサイズを記入すること。
- ウ カーテンの社名表示は、できるだけ小さく目立たない所につけること。

## 8 クリーニング・メンテナンス

### (1) 共通事項

- ア カーテンの取付、交換及び撤去は原則全て受注者が行うものとする。
- イ カーテンの交換業務に当たっては、病院担当者の指示に従い速やかに交換を行い、特に患者の療養を妨げないよう心掛けること。
- ウ カーテンの交換業務に関与するスタッフは、心身ともに健康なものであることとし、必ず業者名の記されたユニフォームを着用するとともに、ネームプレートを着用し身分証明書を携帯すること。さらに、特に指示にあった個所ではマスク、帽子等の着用も行うこと。
- エ 洗濯機搭載の車両による病院敷地内でのクリーニングは、採用しないものとする。
- オ クリーニング期間中は、予備カーテン（契約カーテンと同等仕様で防災性能を有する、MRSAを始め広範囲の細菌・カビ類を抑制する清潔なカーテン）を取付けることにより院内感染等の原因にならないよう措置を講ずること。
- カ クリーニングを目的とする自社工場を千葉県内に有し、関東県内に同様のクリーニング工場を2箇所以上有すること。  
クリーニング業務を下請け業者が行う場合は、同様のクリーニング工場を有すること。  
また、突発的な破損に対応し補修するため縫製工場を有すること。
- キ 作業の際に事故が生じた時は、速やかに発注者に連絡すること。

### (2) 定期メンテナンス

- ア 業務を実施するときは、作業開始予定日の1か月前までに「作業計画書（作業工程表を含む。）」「作業責任者届」を提出し、受注者の了解を得ること。
- イ 作業を記録するため管理台帳を作成し、業務終了後は「完了届」を提出し、受注者へ報告すること。
- ウ 通常の使用に伴う防災カーテンのほつれ、ほころび、破損、収縮等の補修を無償で行うこと。
- エ 次のクリーニング方法に従い、全館カーテンクリーニングについては契約期間中4回、外来カーテンクリーニングについては契約期間中9回実施すること。
  - ① 予洗（1回～2回常温にて最低5分以上）
  - ② 本洗（1回～2回 30℃～60℃ 洗剤にて約10分）
  - ③ 濯ぎ（2回～3回、1回につき最低3分以上）
  - ④ 脱水（遠心分離機にて絞り脱水）
  - ⑤ プレス仕上げ（カーテン用ヒートローラーにて1枚ずつプレス仕上げ）

### (3) 臨時メンテナンス

血液及び汚物等で汚れたときや特に汚れのひどいもの、又はカーテンの破損がひ

どく病院担当者より交換依頼があり取り外したものに関しては、随時無償でクリーニングを行うこととし、新病院内の本市が指定する場所に保管すること（月に全体数量の5%、約600㎡までを目安とする。ただし、これを超えて全体数量の6%以上となった場合は別途協議を行うものとする）。

## 9 その他

- (1) 受注者は、物品納入等の作業中における物損及び対人傷害を想定し、それを保証する保険に加入すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議の上定めるものとする。

## 10 連絡先

千葉県病院局経営企画課開院準備班  
千葉県千葉市中央区千葉港1番1号（高層階4階）  
電話043-245-5741